

【浜田市発注工事等受注者の皆様へ】

浜田市発注工事等に係る新型コロナウイルスへの対応について

令和 4 年 2 月 1 日

浜田市 都市建設部
産業経済部
上下水道部

浜田市発注工事等に係る新型コロナウイルスへの対応については、以下のとおりとしますので、ご協力をよろしく申し上げます。

1 感染予防策の徹底

厚生労働省等が発表する情報収集を行うとともに、社員及び工事等従事者には、感染予防策（手洗い、咳エチケットの励行、始業時の健康状態の報告、3つの「密」防止等）を徹底してください。

2 新型コロナウイルスの影響への対応

新型コロナウイルスの影響により、次の状況に至った場合は、工事等を一時中止する場合がありますので、速やかに発注者（監督職員）に報告してください。

この場合、工事等の一時中止等に伴う増加費用は、受注者の責めに帰さないものであることから、変更契約の対象とします。

- (1) 社員及び工事等従事者の中に、感染者又は感染が疑われる者（濃厚接触者）が判明した場合
- (2) 工事等を市外の事務所等で実施（市外工場製作、設計業務等）しており、感染拡大防止等の観点から工事等の継続が困難となった場合
- (3) 資材調達や人員配置が困難になった場合

3 その他

- (1) 発注者の監督職員の中に、新型コロナウイルスの感染者又は感染が疑われる者（濃厚接触者）が判明した場合は、状況に応じて受注者に報告し、必要に応じて監督職員を変更します。
- (2) 浜田市役所への来庁は必要最小限としてください。
- (3) 自宅待機や工事現場等における必要な措置については、保健所等の指示に従ってください。